

# 笠松けいばレース記録画像等撮影業務委託 に関する一般競争入札公告

笠松けいばレース記録画像等撮影業務について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定に準じて公告する。

令和6年3月12日

岐阜県地方競馬組合 管理者 河合 孝憲

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
笠松けいばレース記録画像等撮影業務委託
- (2) 委託業務の概要  
入札説明書による
- (3) 履行期間  
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）

## 2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。  
又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 平成30年度以降に、競馬等公営競技、その他スポーツ等で記録撮影する目的で発注した業務を受託し、完了した実績があること。

## 3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局  
住所 〒501-6191 岐阜県羽島郡笠松町若葉町12番地  
部署 岐阜県地方競馬組合 企画広報課  
電話 058-387-9079（直通）  
FAX 058-387-0974  
Mail kikaku-k@kasamatsu-keiba.com
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所  
ア 交付期間  
令和6年3月12日（火）から令和6年3月18日（月）までの土・日曜日を除く午前9時から午後4時まで  
イ 交付場所  
3の（1）に同じ。  
電子メールによる交付を希望する場合は上記3の（1）まで申し出ること。
- (3) 競争入札参加資格の確認  
ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の（1）まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
イ 提出期限 令和6年3月19日（火）午後4時まで  
期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認めら

れた者は入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和6年3月21日（木）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月26日（火）午前10時40分

イ 場所

岐阜県羽島郡笠松町若葉町12番地

岐阜県地方競馬組合 第1会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は本人又は代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札記載金額をもって入札した者を落札者とする。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

## 4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便または電信による入札は認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づ

く入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約の締結日までの期間内に受けた時は、当該落札者との契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は入札説明書による。

## 競馬開催の公正確保に関する特記仕様書

### (基本的事項)

第1 受注者は、競馬の公正確保の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、競馬の公正を確保するとともに、競馬ファンの信頼を損ない、疑念を抱かせることのないよう、受注者が守るべき事項について公正確保に関する特記事項(以下「本特記事項」という。)として定めるものである。

### (責任体制の整備)

第2 受注者は競馬の公正確保について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者の届出)

- 第3 受注者は、発注者に対して、本業務に係る公正確保に関する責任者(以下「責任者」という。)を定め、書面で明らかにしなければならない。
- 2 受注者は、責任者に本特記事項を適切に実施するよう業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を監督させなければならない。
  - 3 受注者は、業務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項を遵守させなければならない。
  - 4 受注者は、責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に報告しなければならない。

### (教育の実施)

第4 受注者は、業務従事者に対して、競馬開催の公正確保に関する教育など、本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、競馬法をはじめとする関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

### (遵守事項)

- 第5 責任者及び業務従事者は、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 勤務時間内外を問わず、笠松競馬場(シアター恵那含む)において、すべての勝馬投票券を購入又は譲り受けにより入手してはならない。  
特に、笠松競馬の勝馬投票券については、時・場所・方法を問わず、購入又は譲り受けにより入手してはならない。
  - (2) SNS等の使用に関して、業務上で知り得た情報を発信してはならない。
  - (3) 業務中に、業務外の目的での通信機器の使用及び、動画・静止画の撮影をしてはならない。
  - (4) 厩舎関係者と、業務上必要なこと以外の情報交換を行ってはならない。
  - (5) その他競馬に関する不正又は不正と思われる行為を行ってはならない。

### (守秘義務)

第5 責任者及び業務従事者は、本業務の履行に際し知り得た情報を、みだりに他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (調査)

第6 発注者は、受注者の本特記事項の遵守状況について必要があると認めるときは、実地に調査し、又は受注者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第7 発注者は、受注者の本特記事項の遵守状況について不相当と認めるときは、受注者に対し必要な指示を行うことができる。

(事故報告等)

第8 受注者は本特記事項の履行にあたり、事故等が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急処置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を期した文書を提出し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、本特記事項について事故等が発生した場合は、発注者が報道機関等に対し適切に説明するため、受注者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受任しなければならない。